

## 在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」シンボルマーク使用規程

(制定) 令和 5 年 9 月 11 日付 5 環自計第 442 号

(改正) 令和 7 年 3 月 31 日付 6 環自計第 919 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」実施要綱（平成 29 年 3 月 3 日付 28 環自計第 966 号。以下「実施要綱」という。）第 8 条第 1 項に基づき、「江戸のみどり登録緑地」の所有者、管理者又は整備事業者（以下これらを総称して「登録緑地の登録者」という。）が「江戸のみどり登録緑地」シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (シンボルマークの種類及び図案)

第 2 条 シンボルマークは、実施要綱第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の登録区分ごとに、東京都（以下「都」という。）が制作した図案及び文字列並びに使用フォントであって、別図のとおりとする。

### (通則)

第 3 条 シンボルマークの使用については、本規程及び在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」シンボルマーク使用マニュアル（令和 5 年 9 月 11 日付 5 環自計第 442 号。以下「使用マニュアル」という。）に定めるもののほか、東京都著作権取扱要綱（平成 10 年 7 月 10 日付 10 財管総第 50 号）に定めるところによる。

### (シンボルマークの著作権及び利用許諾)

第 4 条 シンボルマークの使用に関する一切の権利は、都に帰属する。

- 2 都は、実施要綱第 4 条の規定による登録の申込みをシンボルマーク使用に関する利用申請とみなし、実施要綱第 7 条第 1 項に基づく登録証の交付が完了した時点で、当該申請者に対しシンボルマーク使用に関する利用許諾を与えるものとする。
- 3 シンボルマークの使用に係る利用許諾期間は最初に利用許諾を得た日から原則 1 年間とし、都からの通知がない限り、1 年を単位として自動的に更新されるものとする。
- 4 本規程による利用許諾は、シンボルマーク使用者（以下「使用者」という。）がシンボルマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。

### (使用目的)

第 5 条 シンボルマークは、「江戸のみどり登録緑地」の認知度を向上させる目的で使用する

るものとする。

(使用の範囲)

第6条 シンボルマークは、第4条第2項の利用許諾を受けた者が使用できるものとする。

2 シンボルマークの使用目的又は使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、シンボルマークを使用することができない。

- 一 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- 二 都の信用を失墜し、又は品位を害すると認められる場合
- 三 第三者の利益を害すると認められる場合
- 四 実施要綱第4条第1項の登録を受けていない緑地を同項の登録を受けている緑地であると誤認させると認められる場合又は実施要綱第5条第1項の登録を受けていない緑地を同項の登録を受けている緑地であると誤認させると認められる場合
- 五 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4項に規定する暴力団関係者が使用する場合
- 六 登録緑地の普及啓発のためではなく、資金調達の一環として使用するなど登録緑地の登録者の事業全体を都が保証しているかのような使用目的から外れた使用をする場合
- 七 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- 八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- 九 前条の使用目的に鑑みて不適当であると認められる場合
- 十 その他、都が不適当であると認める場合

(使用上の遵守事項等)

第7条 利用許諾を受けた者は、シンボルマークの使用に当たり、次の各号に掲げることを遵守するものとする。

- 一 本規程、実施要綱及び使用マニュアルを遵守すること。
  - 二 利用許諾を受けたことによるシンボルマークの使用の権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は継承しないこと。
  - 三 第三者がシンボルマークを不正に利用できないよう適正な管理を図ること。
  - 四 シンボルマークの使用によって発生した知的財産権及び都が提供したシンボルマークデザインに係る素材又は製作物を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 2 シンボルマークをホームページに使用する際、他者が不正に使用できないように対策を講じること。

(著作権使用料)

第8条 シンボルマークの著作権使用料は、無償とする。

(報告及び調査)

第9条 都は、使用者に対して、シンボルマークの使用状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 前項の規定により報告又は調査を求められた者は、これに応じなければならない。

(利用許諾の取消し等)

第10条 都は、利用許諾を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。

- 一 実施要綱第16条第2項の登録の取消しを受けた場合
- 二 当該者によるシンボルマークの使用目的又は使用方法が第6条第2項各号のいずれかに該当するに至った場合
- 三 第7条に規定する遵守事項に違反した場合
- 四 その他本規程のいずれかの条項に違反した場合
- 五 その他使用許可の継続が不適当であると都が認めた場合

2 都は、前項に規定する取消しを行った場合は、当該取消しを受けた者に通知する。

3 第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用許諾取消の日から使用対象物にシンボルマークを使用することはできない。

4 都は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた使用対象物等について回収等の措置を命ずることができる。

5 都は、第1項から前項までの規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(利用許諾を受けずにシンボルマークを使用した場合の差止め等)

第11条 都は、本規程に基づき必要な利用許諾を受けずにシンボルマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を請求する。

(経費等の負担)

第12条 都は、シンボルマークの使用に係る経費及び役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

第13条 都は、シンボルマークを使用した使用対象物等についてその品質等の保証責任を負わない。

2 シンボルマークは、使用者が利用許諾を受けたシンボルマークの使用内容について、都

が正確性、適法性を保証するためのものではない。

- 3 都は、使用者がシンボルマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと又は法令等に抵触しないことについて何ら保証しない。
- 4 シンボルマークは、使用者及び使用対象物について都が推奨を行うためのものではない。

#### (賠償責任等)

第 14 条 都はシンボルマークの使用に伴って使用者に生じた損失又は損害について一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、シンボルマークの使用に伴い事故又は苦情が発生した場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、都は、それに関する一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、シンボルマークの使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、都は、それに関する一切の責任を負わない。
- 4 使用者は、シンボルマークの使用において故意又は過失により都に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を都に賠償しなければならない。
- 5 都は、前二項の規定に違反する使用者又はシンボルマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うように命ずるとともに法的措置をとるものとする。

#### (管轄裁判所)

第 15 条 本規程に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とし、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

#### (規定の改定)

第 16 条 本規程は、都により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

- 2 都が本規程を改定した場合は、既に利用許諾を行ったシンボルマークの使用に関しても、改定後の在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」シンボルマーク使用規程を適用する。
- 3 本規程の改定により事業者等に不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わない。

#### (所管)

第 17 条 シンボルマークの取扱いに係る事務は、東京都環境局自然環境部計画課が所管する。

#### (その他)

第 18 条 本規程に定めのない事項については、都が判断するものとする。

附 則（令和５年９月１１日付５環自計第４４２号）

この規程は、令和５年９月１１日から施行する。

附 則（令和７年３月３１日付６環自計第９１９号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別図

＜登録緑地のうち優良緑地＞



＜登録緑地＞

